

埼玉県公安委員会規程第2号

埼玉県公安委員会指定医師の指定に関する規程を次のように定める。

平成6年4月27日

埼玉県公安委員会委員長

埼玉県公安委員会指定医師の指定に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第18条の4第1項、第29条の3第2項（第37条の2の2において準用する場合を含む。）及び第29条の5第1項に規定する専門的な知識を有すると公安委員会が認める医師（以下「公安委員会指定医師」という。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の要件)

第2条 警察本部長は、病気等に係る専門医等（別表）に掲げる医師の中から公安委員会指定医師を指定するものとする。

(指定の手續)

第3条 公安委員会指定医師を指定するに当たっては、指定を受ける医師の同意を得るものとする。

2 前項の同意に際しては、同意書（様式第1号）を徴するものとする。

(指定書の交付)

第4条 前条の規定により指定を受けた公安委員会指定医師に対しては、指定書（様式第2号）を交付するものとする。

(指定の期間)

第5条 公安委員会指定医師の指定期間は5年間以内とし、再指定を妨げないものとする。

(指定の解除)

第6条 警察本部長は、公安委員会指定医師が、死亡、廃業等により診断の囑託を受けられなくなったときは、指定を解除するものとする。

(事務処理)

第7条 公安委員会指定医師の指定等に関する事務は、交通部運転免許本部運転免許試験課において行う。

附 則

- 1 この規程は、平成6年5月10日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、すでに埼玉県公安委員会から公安委員会指定医師として指定されている者は、この規程に基づき指定された公安委員会指定医師とみなす。

附 則（平成6年9月30日公安委員会規程第6号）

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成12年9月29日公安委員会規程第8号）

この規程は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成14年5月22日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成19年5月29日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成19年6月2日から施行する。

附 則（平成21年5月29日公安委員会規程第8号）

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

- 2 （略）

附 則（平成22年3月12日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月30日公安委員会規程第7号）

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月9日公安委員会規程第7号）

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

（別表及び様式省略）